

# 事務処理安定化支援事業

## 1 事業の目的

障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る事務が定着するまでの間、事務職員を効果的に配置することによって、利用者負担上限額管理、請求事務又は指定申請などの事務処理を適正に実施し、直接サービスを提供する職員の利用者に対する安定した支援を確保し、もって障害福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

## 2 事業の内容

(1) 実施主体 市町村（障害児施設は都道府県、指定都市、児童相談所設置市）

### (2) 事業の内容

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法指定施設及び障害児施設において、事務職員を配置し、次の条件に該当する場合に助成を行う。

- |                   |                        |
|-------------------|------------------------|
| ① 定員60人以下の場合      | 事務職員を常勤換算で2人以上配置していること |
| ② 定員61人以上80人以下の場合 | 事務職員を常勤換算で3人以上配置していること |
| ③ 定員81人以上の場合      | 事務職員を常勤換算で4人以上配置していること |

注1 居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、行動援護事業所、重度障害者等包括支援事業所は除く。

### (3) 補助単価 利用者1人あたり単価

①定員60人以下の場合	20,000円
②定員61人以上80人以下の場合	15,000円
③定員81人以上の場合	10,000円

注2 各年度の7月中における実利用者的人数に応じて助成を行う。

注3 実施期間(21~23年度)をとおして1事業所につき1回限りの補助に限る

3 補助割合 障害者施設：国1/2、都道府県1/4、支給決定市町村1/4  
障害児施設：国1/2、都道府県（指定都市、児童相談所設置市）1/2

4 実施年度 平成21年度～23年度

5 その他 ○ 原則、平成21年度中における助成とするが、平成21年8月以降に新規に事業を開始する事業所等については、平成22年度以降の助成も可能とする。  
○ 事務職員の配置が助成基準を満たしていることについて、事業所が所在する都道府県に対して届出を行うこと。

6 事業担当課室・係 障害福祉課 福祉サービス係、障害児支援係